

議案第59号

三芳水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、令和8年3月31日をもって解散する三芳水道企業団の財産処分を次のとおり関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月25日提出

南房総市長 石 井 裕

三芳水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、令和8年3月31日をもって解散する三芳水道企業団の財産処分を次のとおり定める。

1 館山市に承継する財産

・土地

所在地	地目	登記簿面積
館山市波左間字名郷198番1	田	214㎡
館山市見物字富川257番3	田	66㎡
館山市神余字狩間沢4211番3	田	70㎡
館山市神余字狩間沢4199番4	田	80㎡
館山市神余字葉崎4285番	山林	33㎡
館山市佐野字門前210番2	山林	66㎡
館山市佐野字南原102番2	畑	62㎡
館山市佐野字南原121番2	田	53㎡
館山市船形字古川262番3	宅地	431.07㎡
館山市出野尾字田々117番7	田	85㎡
館山市上真倉字笹尾1243番2	宅地	153.55㎡
館山市見物字馬場324番2	畑	57㎡
館山市浜田字上珊瑚392番7	山林	38㎡
館山市神余字蔵間沢4429番9	山林	36㎡
館山市神余字田間道4561番107	原野	49㎡

所在地	地目	登記簿面積
館山市神余字蔵間沢 4 4 7 0 番 8	雑種地	5 1 m ²
館山市早物字ザンゴ 3 2 番	山林	1, 6 7 6 m ²

2 南房総市に承継する財産

・土地

所在地	地目	登記簿面積
南房総市富浦町原岡字澤淵甲 4 6 7 番 1	田	8 6 7 m ²

3 安房郡市広域市町村圏事務組合の承継する財産

1、2以外の全て